

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 選挙管理委員会

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿ファイル	
行政機関等の名称	白子町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づき、選挙人名簿の調製、登録等の事務を行うため利用する。	
記録項目	1 投票区、2 名簿番号、3 世帯主、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 住所	
記録範囲	白子町の選挙人名簿に登録される者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 白子町総務課	
	(所在地) 〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条の規定による異議の申出	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日